

2020年6月吉日

J I A 傷害総合保険にご加入の皆さまへ

損害保険ジャパン株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する傷害保険改定のご案内

拝啓 皆さま方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、保険の補償対象化を望むお客さまの声が高まっていることもふまえ、特定感染症危険補償特約に新型コロナウイルス感染症を補償の対象に拡大する商品改定を実施いたします。

つきましては、以下のとおり商品改定の内容をご案内申し上げます。

敬具

記

1. 商品改定の内容

- ・ J I A 傷害総合保険の加入コースである、B・C・Dコースには特定感染症を補償対象とする特定感染症危険補償特約が従来から付帯されておりますが、当該特約はこれまで新型コロナウイルスは補償の対象外となっております。
- ・ 今回の商品改定により、新型コロナウイルスにより感染した場合であっても感染症危険補償特約の補償対象とする、「指定感染症追加補償特約（特定感染症用）」を新設し、B・C・Dコースに対して、自動的に付帯いたします。
- ・ なお、新特約が自動的に付帯されることによる追加保険料は発生いたしません。

| 制度名称 | 対象となるコース | 新型コロナウイルス感染時に補償対象となる特約等 |
|-----------------|----------------------|------------------------------------|
| J I A 傷害総合保険 | Bコース Cコース Dコース | 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 |

2. 改定実施時期

上記商品改定は、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日（2020年2月1日）に遡って適用します。

したがって、2019年度契約（保険始期日：2019年12月1日）のご契約においてB・C・Dコースにご加入の被保険者様が2020年2月1日以降に新型コロナウイルス感染症に罹患された場合は、遡って保険の対象となります。

以上